

川崎市教育委員会会計年度任用職員（職員部所管の職）に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和 2 年川崎市教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、職員部が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職名、業務内容、勤務時間等）

第 2 条 会計年度任用職員の業務内容、勤務時間等は、次の各号に定める職に並び、当該各号に定める別表のとおりとする。

（1）非常勤の講師、学校事務職、学校栄養職等 別表第 1

（2）非常勤の学校用務員及び学校給食調理員の職（次号に掲げる職を除く。）
別表第 2

（3）補助的業務に関する会計年度任用職員の職 別表第 3

（4）その他の職 別表第 4

（任用期間）

第 3 条 会計年度任用職員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、前条第 1 号から第 3 号までの職のうち、川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下「給与条例適用職員」という。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員においては、給与条例適用職員の欠員が生ずる期間の範囲内で定めるものとする。

2 給与条例適用職員の欠員の代替として任用する会計年度任用職員の任用期間を更新できる期間の範囲は、当該給与条例適用職員の欠員が生ずる期間の範囲内とする。

（給料又は基本報酬の額）

第 4 条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第 5 に定める相当する給料表、職務の級及び号給（以下「表級号給」という。）の範囲内において、本市職員とし

ての経験月数（採用の日前３年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した相当する表級号給に定める額に、当該職員の１週間当たりの勤務時間を３８．７５時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

２ 時間額で支給する会計年度任用職員のうち第２条第１号及び第３号に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、それぞれ別表第６及び別表第７に定めるとおりとする。

３ 前項で定める額を給料又は基本報酬の額とした場合において、給料又は基本報酬の額とこれに対する地域手当又は地域手当に相当する報酬の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）が川崎市契約条例（昭和３９年川崎市条例第１４号）第７条第１項に規定する作業報酬下限額を下回ることとなるとき会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前項の規定にかかわらず、合計額が当該作業報酬下限額と同じ額（同じ額とならない場合には、当該作業報酬下限額を上回る最小の額）となる給料又は基本報酬の額とする。

４ 前３項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれにより難い会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、別に定める。

（休日、休暇等）

第５条 規則第１１条第２項により教育長が認める職は、別表第１に掲げる非常勤講師のうち、次に掲げる職とする。

（１）別表第１に掲げる非常勤講師の職

（２）別表第１に掲げる非常勤学校栄養職員の職

２ 前項各号に掲げる職に従事する会計年度任用職員の休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第８号。以下「人事委員会規則」という。）第７条第６項の規定を除き、人事委員会規則の定めるとおりとする。

３ 前項の規定にかかわらず、第１項第１号に掲げる職のうち、夏季休業期間中に勤務時間を割り振られない者においては、人事委員会規則第７条第６項及び別表第５の１３の項を除き、人事委員会規則に定めるとおりとする。

（半日単位の年次休暇）

第６条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。ただし、夏季休暇が半日を単

位として付与されている職員は、次に掲げる会計年度任用職員であっても、当該夏季休暇について半日を単位として取得することができる。

- (1) 非常勤講師のうち、一日の勤務時間が7時間未満となる職員
- (2) 学校給食調理補充員
- (3) 教職員事務支援員

- 2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合は、別に区分する時刻を設定するものとする。

(職務専念義務の免除)

第7条 会計年度任用職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- 2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第8条の規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第6号から第12号までに掲げる場合
- (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント又は妊娠、出産、育児若しくは介護に係るハラスメントに関する苦情相談を行う場合
- (3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合
- (4) その他教育長が特に認める場合

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(勤務時間の特例措置)

- 2 別表第1に掲げる職のうち、人材不足等の理由により同表の種別欄における複数の種別を兼ねて任用する場合における非常勤講師の1週間の勤務

時間については、同表の１週間の勤務時間の欄の規定にかかわらず、３８時間４５分未満とすることができるものとする。

附 則（令和２年４月３０日、２川教職人第１７３号）

この要綱は、令和２年５月１日から施行し、改正後の第６条第２項第１号の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年７月３１日、２川教職人第９８２号）

この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

附 則（令和２年１０月１日、２川教職人第１１９５号）

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日、２川教職人第２２２４号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年７月１日、３川教職人第４４９号）

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則（令和３年８月３１日、３川教職人第７０５号）

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日、３川教職人第１９８３号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日、４川教職人第１９０２号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月２８日、５川教職人第１２１号）

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年５月８日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の日前に改正前の要綱附則第２項の規定により、勤務時間の変更を行っている会計年度任用職員については、任用期間満了までの間、なお従前の例による。

附 則（令和５年１１月３０日、５川教職人第１２３８号）

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日、５川教職人第１８８１号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年７月１１日、６川教職人第４８３号）

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 2 月 2 日、6 川教職人第 1 3 3 5 号）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 7 日、7 川教職人第 4 0 号）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 1 1 月 2 8 日、7 川教職企第 2 7 2 号）

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 3 日、7 川教職企第 3 9 8 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職名	種別	業務内容	勤務 場所	1 週間 の勤務 時間	勤務時間 (休憩時 間)	勤務日	週休日
非 常 勤 講師	(1)定数内 (2)病気休暇等代 替 (3)再任用短時間 職員補充 (4)育児短時間勤 務職員後補充 (5)妊娠時体育授 業免除 (6)初任者研修 (教諭・養護教 諭) (7)支援教育推進 (8)小規模対策 (9)専科 (10)支援教育コ ーディネータ	左欄の種別に応じ て次のとおりとす る。 (1)、(25)、(28)、 (29)常勤の教職 員に準じて校務 の一部及び授業 等 (2)、(4)、(5)、 (6)、(10)、(13)、 (21)、(24)、(26) 、 (30)、(32)常勤の 教職員が授業等を 担当できない場合 に代替での授業等 (3) 再任用短時 間職員が授業等	種別の欄に 応じて次の とおりとす る。 (1)、(3)、 (7)、(24)、 (25) 小 学校、中学 校、及び特 別支援学 校 (2)、(4)、 (5)、(6)、 (12)、(22)、 (27) 小 学校、中学 校、高等学	29 時間 以 内 で 定 め る 時間	中学校の夜 間学級又は 高等学校の 定時制課程 以外に勤務 する場合 8:10 ～ 17:00 までの間で 定める時間 (休憩 1 日の勤務時 間が 6 時間 を超える場 合、勤務時間 の途中にお いて 45 分)	種別の欄に応 じて次に掲げ る週数に相当 する日数の範 囲内で指定す る日、又は、 次に掲げる日 (1)、(19)、 (25) 、 (28)、(29) 52 週 (2)、(3)、(4)、 (5)、(13)、 (24)、(26)、 (27) 別途指 定する日	勤 務 が 割 り 振 ら れ な い 日

一補充 (11)少人数指導等担当 (12)学校運営改善 (13)特別支援学級残留対策 (14)ケアセンター (15)院内学級 (16)教科補充(免許外・指導方法) (17)夜間学級担当 (18)センター機能支援 (19)乳幼児教育相談 (20)免許教科外指導解消 (21)高校改革事業後追い (22)日本語指導 (23)外国語語学 (24)特別支援教育専門研修 (25)自立活動 (26)居住地校交流後補充 (27)初任者指導 (28)特別支援教育推進 (29)学級運営支援 (30)授業力向上研修会	を担当できない場合に代替での授業等 (7) 特別な支援が必要な児童生徒に対する授業等の対応 (8)、(9) 常勤の教職員では担当する授業時間数が不足する場合の専科担当 (11) 少人数指導、ティーム・ティーチング担当 (12) 学校運営の効果的な実施に当たって常勤の教職員で不足する教科等での授業等 (14) こども心理ケアセンター内の分教室における授業等 (15) 聖マリアンナ医科大学病院内の院内学級における授業等 (16)、(17)、(20) 常勤の教職員では担当する授業時間数が不足する場合の授業等 (18) 特別支援学校地域支援部の	校及び特別支援学校 (8)、(9)小学校 (10)、(11)、(13)、(28)、(29)小学校及び中学校 (14) こども心理ケアセンター内分教室 (15) 聖マリアンナ医科大学病院内学級 (16)、(17) 中学校 (18)、(19)、(26) 特別支援学校 (20)、(21)、(23)、(30)、(31)、(32)高等学校	中学校の夜間学級又は高等学校の定時制課程に勤務する場合 13:00～22:00までの間で定める時間 (休憩 1日の勤務時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中において45分)	(6) 52週、48週、42週のいずれか。ただし、各校種における初任の養護教諭の代替は 32週 (7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)、(16)、(17)、(18)、(20)、(21)、(22)、(23)、及び(30)、(31)、(32) 52週、48週、42週のうちいずれか。ただし、高等学校の定時制課程にあつては50週、40週、35週のうちいずれか。 (15) 52週、49週のうちいずれか。
---	---	---	--	--

	(31)専門性向上 (32)管理職候補者育成	教員が授業等を担当できない場合の代替での授業等 (19) 聴覚障害乳幼児指導、教育相談業務 (22) 日本語の指導が必要な児童生徒に対する指導等 (23) 外国語を母語とする者により外国語の授業等 (27) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条に定める研修のため、同条第 3 項に定める指導教員 (31) 専門学科における、専門性の高い職歴をもった者による授業等					
非常勤 学校栄養職員	(1)未配置校解消 (2)病気休暇等代替 (3)育児短時間勤務職員後補充	左欄の種別に応じて次のとおりとする。 (1)常勤職員が巡回指導を行う際の代替業務 (2)(3)常勤の職員が業務を担当できない場合の代	小学校、中学校及び特別支援学校	29 時間以内で定める時間	8:10 ～ 17:00 までの間で定める時間 （休憩 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合、勤務時間の途中にお	月曜日から金曜日までの週 5 日以内	勤務が割り振られない日

		替業務			いて45分)		
非常勤 学校事務職員	(1)病気休暇等代替 (2)再任用短時間職員補充 (3)育児短時間勤務職員後補充 (4)学校運営改善	(1)(3)常勤の職員が業務を担当できない場合の代替業務 (2)再任用短時間職員が業務を担当できない場合の代替業務 (3)学校運営の効果的な実施に当たって常勤の職員で不足する業務	小学校、中学校及び特別支援学校	29時間以内で定める時間	8:10～17:00までの間で定める時間（休憩1日の勤務時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中において45分）	月曜日から金曜日までの週5日以内	勤務が割り振られない日

別表第2（第2条関係）

職名	業務内容	定数	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間（休憩時間）	勤務日	週休日
学校施設管理業務職員	(1)校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関する業務 (2)校地及び校舎の安全管理に関する業務 (3)設備の安全及び営繕に関する業務 (4)校務連絡及び庶務的業務 (5)その他必要な業務	159	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校	29時間	小学校、中学校、高等学校の全日制課程、特別支援学校に勤務する場合 8:00～16:45を基本とする。 （休憩 12:00～13:00を基本に勤務時間の途中において1時間） 高等学校の定時制課程に勤務する場合 14:12～21:00を基本とする。	小学校、中学校、高等学校の全日制課程、特別支援学校に勤務する場合には、月曜日から金曜日までのうち週4日	勤務が割り振られない日

					(休 憩 15:30 ～ 16:30 を基本に勤務時間の途中において 1 時間)	高等学校の定時制課程に勤務する場合にあっては月曜日から金曜日までの週 5 日	
学校給食調理業務職員	(1)学校給食の調理及び配食に関する業務 (2)調理場の清掃に関する業務 (3)その他必要な業務	10	小学校	29 時間	8:15～17:00 を基本とする。 (休 憩 12:00 ～ 13:00 を基本に勤務時間の途中において 1 時間)	1 年間のうち別途指定する日	勤務が割り振られない日

別表第 3 (第 2 条関係)

職名	種別及び業務内容	勤務場所	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
学校給食調理補充員	(1)米飯給食実施時の補助的業務 (2)学校給食調理員未配置校における補助的業務	小学校	1 日について休憩時間を除き 7 時間 4 5 分以内、1 週間について 3 8 時間 4 5 分以内で定める。 (休憩 勤務時間が 6 時間を超える場合は、所定の勤務時間の途中に原則として 1 時間)	週 5 日以内	勤務が割り振られない日
学校給食調理補充員(代替)	(1)本務者が年次休暇、病気休暇取得者等の代替としての補助的業務	小学校			
学校用務補充員(代替)	(1)本務者が年次休暇、病気休暇取得者等の代替としての補助的業務	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校			
教職員事務支援員	(1)教職員の補助的業務	小学校及び中学校			

視 覚 障 害 補 助 員	(1)墨字の点訳、点字の墨 訳等児童指導の補助的 業務	小学校			
------------------	-----------------------------------	-----	--	--	--

別表第 4 （第 2 条関係）

職 名	業 務 内 容	定 数	勤 務 場 所	1 週 間 の 勤 務 時 間	勤 務 時 間 (休 憩 時 間)	勤 務 日	週 休 日
障害者就 業員	(1)文書印刷、電 算入力等事務 的業務 (2)その他必要な 業務	85（総 務部所 管の職 の定数 を含む。）	小学校、 中学校、 特別支援 学校及び 教職員企 画課 他	30 時間 以内	9:00～16:00 を基本 とし、1 日について 休憩時間を除き 7 時 間 45 分以内で定め る。 (休憩 12:00～13:00 を基本に勤務時間の 途中において 1 時 間)	月曜日か ら金曜日 までの週 5 日以内	勤務が割 り振られ ない日
障害者雇 用支援員	(1)障害のある職 員に対する面 談等を通じた 相談等支援業 務 (2)障害のある職 員への業務指 導及び安全管 理に関する業 務 (3)業務内容等に 係る計画の作 成及び庁内、学 校内及び障害 者就労支援機 関との調整に 関する業務	43（総 務部所 管の職 の定数 を含む。）	小学校、 中学校、 特別支援 学校及び 教職員企 画課 他	30 時間 以内	9:00～16:00 を基本 とし、1 日について 休憩時間を除き 7 時 間 45 分以内で定め る。 (休憩 12:00～13:00 を基本に勤務時間の 途中において 1 時 間)	月曜日か ら金曜日 までの週 5 日以内	勤務が割 り振られ ない日

	(4)その他必要な業務						
手話通訳士	(1)聴覚障害教職員への情報保障に関する業務 (2)生徒への情報保障に関する業務 (3)聴覚障害のある保護者等の学校関係者に対する情報保障に関する業務 (4)手話研修に関する業務 (5)その他必要な業務	6	特別支援学校	24 時間以内	8:30～17:00 の範囲で定める時間 (休憩 12:30～13:15)	月曜日から金曜日までの週5日以内	勤務が割り振られない日
聾学校聴覚支援センター支援員	(1)障害のある児童・生徒への言語発音等の指導に関すること。 (2)教職員等への助言指導に関すること。 (3)その他必要な業務	1	聾学校	29 時間	9:00～17:15 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	勤務が割り振られない日

別表第 5（第 4 条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号給の範囲

職名	ランク	相当する表級号給の範囲
学校施設管理業務職員	E	行政職給料表（2）1 級 2 9 号給から 1 級 3 4 号給まで

学校給食調理業務職員	E	行政職給料表（２）１級２９号給から１級３４号給まで
障害者就業員	F	行政職給料表（１）１級１４号給から１級１９号給まで
障害者雇用支援員	B	行政職給料表（１）２級３３号給から２級３８号給まで
手話通訳士	C	行政職給料表（１）２級２５号給から２級３０号給まで
聾学校聴覚支援センター支援員	B	医療職給料表（２）２級３３号給から２級３８号給まで

別表第６（第４条関係）

会計年度任用職員（時間額）の給料又は基本報酬の額（第２条第１号関係）

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額
非常勤講師	時間額	(1)小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する者 2,359 円 (2)高等学校に勤務する者（以下の者を除く。） 2,572 円 (3)高等学校に勤務する者のうち、全日制の課程において工業又は工業実習についての教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定により高等学校の工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）で実習を伴う工業に関する科目を主として担当する者 2,799 円 (4)高等学校に勤務する者のうち、定時制の課程に勤務する者 2,799 円 (5)高等学校に勤務する者のうち、定時制の課程において工業又は工業実習についての教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定により高等学校の工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）で実習を伴う工業に関する科目を主として担当する者 2,910 円 (6)高等学校に勤務する者のうち、外国語語学講師 3,104 円
非常勤学校栄養職員	時間額	1,618 円
非常勤学校事務職員	時間額	1,363 円

別表第７（第４条関係）

会計年度任用職員（時間額）の給料又は基本報酬の額（第２条第３号関係）

学校給食調理補充員	時間額	1,180 円
学校給食調理補充員（代替）	時間額	1,180 円
学校用務補充員（代替）	時間額	1,222 円
教職員事務支援員	時間額	1,253 円
視覚障害補助員	時間額	1,543 円